内閣官房令

○内閣官房令第十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行等に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号。附則第二項において「様式官房令」という。）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号を次のように改める。

十一　個人情報保護委員会

別記様式第六中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の日から平成二十八年四月三十日までの間における改正後の様式官房令第四条の規定の適用については、同条中「十一　個人情報保護委員会」とあるのは、「十一　個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十六条第一項の特定個人情報保護委員会を含む。）」とする。

府令

○内閣府令第七十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則

（企画官及び調査官）

第一条　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官二人及び調査官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

3　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

（企画官）

第二条　個人情報保護委員会の事務局に、企画官二人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（特定個人情報保護委員会事務局組織規則の廃止）

第二条　特定個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十六年内閣府令第四号）は、廃止する。

省令

○農林水産省・国土交通省令第五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

国土交通大臣　石井　啓一

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十四第三項中「船舶消防設備規則」の下に「第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四」を、「一般漁船」の下に「（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の十四第四項中「第三項」の下に「、第四十一条の三」を、「一般漁船」の下に「（同令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された一般漁船（次項において「現存一般漁船」という。）については、改正後の漁船特殊規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　現存一般漁船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省令第八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ四第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項、第二十九ノ四第一項並びに第二十九条ノ八第一項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一